

お知らせ

古物営業法の一部が改正されました。



改正概要

神奈川県

全国

その①

許可単位の見直し

【改正法第5条第1項】
令和2年4月1日施行

改正後

現行では、営業所等が所在する都道府県ごとに古物営業の許可を受ける必要があります。



主たる営業所の所在地を管轄する公安委員会の許可を受ければ、その他の都道府県に営業所等を設ける場合は届出で足りることとなります。

重要

主たる営業所等の届出が必要です。

【改正法附則第2条】



現在、古物商又は古物市場主の許可をお持ちの方は、**平成30年10月24日から令和2年3月31日までの間**に、その主たる営業所又は古物市場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に、主たる営業所等の名称及び所在地の届出が必要となります。期間内に届出書を提出した古物商又は古物市場主の方で、改正法施行の際現に改正前の古物営業法の規定による許可を受けている方は、改正後の古物営業法の規定による許可（新法許可）を受けているものとみなされることとなります。

ただし、この届出をしないで営業を行った場合は「無許可営業」の扱いとなります。

その②

営業制限の見直し

【改正法第14条第1項ただし書】 平成30年10月24日施行

旧法では、古物商は、営業所又は取引の相手方の住所等以外の場所で、買受けのための古物の受け取りができませんでした。



事前に届出をすれば、仮設店舗（旧法の「露店」から改称）において、古物を受け取ることができることとなりました。



仮設店舗において古物営業を営む場合は、その3日前までに、その仮設店舗を設けようとする場所を管轄する公安委員会に「**仮設店舗営業届出書**」の提出が必要となります。

その③

簡易取消しの新設

【改正法第6条第2項】

平成30年10月24日施行

旧法では、所在不明である古物商等の許可を迅速に取り消すことはできませんでした。



許可を受けた古物商等の所在を確知できない場合、公安委員会が一定期間公告を行い、30日を過ぎても申出がない場合には、許可を取り消すことができることとなりました。

その④

欠格事由の追加

【改正法第4条第3号及び第4号】 平成30年10月24日施行

旧法では、古物商等の欠格事由に暴力団排除条項が設けられていませんでした。



暴力団員等を排除するため、許可の欠格事由に、**暴力的不法行為等を行うもの**を追加することとなりました。



問合せ先
神奈川県警察本部生活安全総務課営業第一係
電話番号 045-211-1212 内線3037・3045

